

## 吹田市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

本市におきましては、市内の雇用の安定を図るために、市内2ヶ所の就労支援センターにおいて就職困難者等の就労相談を行いながら、「JOBカフェすいた」において若年者全般の就労支援に取り組んでいます。

また、就職を希望する市民と人材を求める市内事業所を結ぶことによって地域の活性化の一端を担うために、無料職業紹介事業「JOBナビすいた」を開設するなど就労支援施策の充実に努めています。

介護・福祉関連事業に関しましては従来から事業所における人材不足が叫ばれており、本市といたしましても求人開拓の際に事業所の状況を聞き、求職者への案内も行っているところですが、求人と求職のマッチングを図ることが思いのほか困難なことから、進まないのが現状です。今後、適切なマッチングが行えるよう、求職者の意識を高める手法や教育訓練の工夫など、効果的な就労支援を行うために、大阪府をはじめとする関係機関と連携しながら充実に努めていきたいと考えています。

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

特に就労支援を必要としている就職困難者につきまして専門的な就労支援が必要との観点から、特に「ニート・引きこもり者」に対する就労相談として、市内で専門的に引きこもり者への就労支援活動をしているNPO法人に委託し、毎月相談を実施しています。

今後も様々な就労阻害要因を抱える就職困難者が適切な支援を受けられるよう、地域就労支援事業推進協議会での情報交換を含め、関係機関と連携しながら必要な支援が行えるよう取り組んでいきたいと考えています。

また本市では、ホームレスの方の実態把握等のために大阪府社会福祉協議会に委託し巡回相談事業を実施しております。今後も引き続き巡回相談を実施しながら病状等に応じたきめ細やかなホームレスの方々への支援を継続してまいります。

景気悪化により仕事と住居をなくされた市民への支援策については、平成21(2009)年10月から住居手当制度や総合支援資金の貸付制度等が実施されています。こうした支援制度の活用について広く市民に周知し、生活保護制度とともに実効ある支援施策として運用してまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働基準法や最低賃金法をはじめ各種労働関連法の周知につきましては、市報や「勤労市民ニュース」などを活用しながら啓発に努める一方、事業主や労働者を対象に「三島地域はたらく人たちの法律セミナー」として、大阪府総合労働事務所北大阪センターの協力のもと三島地域4市1町が連携し、4回シリーズのセミナーを実施するなど、その内容の周知を図っているところで

す。今後も引き続き様々な機会を捉えて、労働関連法の趣旨が正しく理解され実行されるよう、啓発に努めてまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価入札制度の導入につきましては、大阪府下各市の実施状況等の把握に努めるとともに、関係部局と連携し検討してまいりたいと考えております。

また、公契約条例の制定につきましては、公契約条例を来年度から実施される千葉県野田市の運用状況を検証しつつ、近隣市の状況も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなる

ようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

多様な働き方・生き方が選択できる社会をつくっていくために、今なお残る固定的な役割分担意識の解消など、就労と子育てが両立できる社会形成を進めていくことは、労働者をはじめその家族が多様な生活のなかで人間らしく豊かな生活をするために重要であると認識しています。そのため、「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨が理解され実行されるよう、関係機関と連携しながら事業の充実を図っていきたいと考えています。

ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組みにつきましては、市内の事業所を対象に育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスを視点とした研修会を開催し、制度の定着をめざして啓発に努めているところです。

また、平成22(2010)年度を初年度とする後期計画の中で労働時間の法令順守や育児休業の取得促進等、子育てしやすい職場環境の整備を促すための啓発活動が進むよう位置付けてまいります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

平成21(2009)年4月に、産業基盤の安定及び強化ならびに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的として「産業振興条例」を定めました。この条例を推進し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

「産業振興条例」の中にも産業施策の方針として「地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。」と規定しており、企業誘致策については、まちのもつ魅力を発揮して企業誘致や企業の定着促進を図るべく商工業振興対策協議会の下に作業部会をつくりその具体策を検討しているところでございます。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

市内中小企業者の支援に資するためビジネスコーディネート事業を平成21(2009)年7月から実施し、製造業を中心に事業者を訪問しニーズの把握に努めているところでございます。また、平成22(2010)年1月には全事業所調査を実施いたしました。今後、この調査結果をもとに地域の実情やニーズを把握し産業振興施策に反映してまいりたいと考えております。

そして、従来から地元業者育成の観点に立ち、市内中小企業の優先的参加を基本としてきたところです。建設工事につきましては、可能な限り分離・分割発注を行うことにより、市内中小企業の受注機会の確保を図るとともに、物品につきましても、可能な限り大手メーカー等への発注を避け代理店等中小企業へ発注するよう心掛け、市内中小企業への受注機会の増大に努めているところです。今後とも、市内業者優先の方針の徹底を図り、受注機会の増大に努めてまいりたいと考えております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

市内中小業者に下請代金支払遅延等防止法や下請中小企業振興法の趣旨や下請ガイドライン等について啓発活動を行い、周知を図ってまいります。なお、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用とのことですが、これらの事項は市町村の業務ではございませんのでご理解ください。

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市は、厳しい財政状況が続くなか、「健全な財政基盤」の確立に向けて平成12(2000)年11月に平成21(2009)年度までの10年間を計画期間とする「財政健全化計画(案)」を策定し、その中で平成17(2005)年度から平成21(2009)年度を計画期間とする後期財政健全方策に取り組んでおります。計画の目標といたしましては、収支均衡の確保、経常収支比率の95%以下への改善、公

債費負担比率をおおむね10%以内とすることでございます。

この計画の取り組み内容・目標・進捗状況などにつきましては、市のホームページ及び市の広報紙によりまして市民の皆さんにお知らせ及び公開をいたしております。

また平成21(2009)年度が「財政健全化計画(案)」の計画期間の最終年度となることから、現在平成22(2010)年度から平成25(2014)年度を計画期間とする「第2期財政健全化計画(案)」を策定中でありまして、パブリックコメントにより市民の皆さんのご意見等もいただき予定でございます。また、進捗状況などにつきましては、市のホームページ及び市の広報紙によりまして市民の皆さんにお知らせ及び公開をしてみたいと考えております。

#### (2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

#### (回答)

本市は平成17(2005)年6月に、平成21(2009)年度へ向けた「『後期財政健全化方策(平成17(2005)～21(2009)年度)』の基本的な考え方」をまとめ、財政健全化を効果的に進めるため、この基本的な考え方について市民の皆さんからの意見を募集するとともに、財政問題を考えるつどいを開催し、意見交換などを行いました。今後も「財政健全化計画(案)」の進行管理にあたっては、市民の皆さんからのご意見等もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

また、平成20(2008)年6月に策定しました「吹田市市民参画の推進に関する指針」は、本市が市民参画を推進するためのルールを定めるものであり、職員の一人ひとりが、これを基礎として創意工夫することにより、多様な市民参画制度が整備されていくものです。本市は、この指針に基づいて、市民やNPO等との連携や市民参画の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

#### (3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、大阪府からの権限移譲につきましては、市民サービスの充実・向上を基本的視点として、事業の価値を見極め、慎重に検討を行ったうえで進めてまいります。なお、府に対しては、手厚くきめ細やかな財政措置及び人的支援措置を強く要望してまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方財源の充実確保に向けた国への提言につきましては、かねてより国に対して要望を行ってきたところでございます。

また、平成21(2009)年5月には、「平成22年度(2010年度)国の施策並びに予算に関する要望」として府市長会を通じて「地方税財源の充実強化に向け、国と地方の事務配分を踏まえるとともに、今後増加することが見込まれる社会保障関連経費に対応するため、消費税を基本に国から地方へさらなる税源委譲を行い、地方一般財源の充実を図られたい」とする要望を行っています。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価につきましては、平成20(2008)年度からこれまでの事務事業評価に加え、複数の事務事業を同一目的の施策ごとにまとめ、事務事業の優先順位の検討などを行う施策評価を導入するとともに、市が行う施策・事業の目的や成果をできるだけ客観的な評価基準に基づいて点検・評価できるよう、改善したところでございます。

今後とも、限られた予算のなかで多様化する市民ニーズや行政課題に対応するために、評価結果を予算などに適正に反映させ行政評価システムの有効活用を図るとともに、市民の皆様にとりましてできるだけ分かりやすい形での情報公開に努めてまいりたいと考えております。

また、外部評価システムにつきましても、今後、先進郡市で実施されている多様な事例等も参考にしながら、さらに精度の高い行政評価システムの構築に努めてまいりたいと考えております。

## 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実

を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

本市におきましては、市立市民病院など5つの二次救急告示病院があり、24時間体制で救急患者の受け入れをしております。さらに、日曜日と祝日及び年末年始の昼間に市立休日急病診療所が内科・小児科・外科・歯科の診療を行っております。また、小児科につきましては、豊能広域こども急病センターにおいて夜間・休日の診療を行っており、市立市民病院では土・日・祝日及び年末年始の昼間に小児科の診療を行っております。

このような状況のもと、本市では地域医療の充実に向け、大阪府や市内各医療機関と協力して地域医療連携体制の整備に努めてまいります。

市立吹田市民病院におきましては、医師・看護師不足の解消のためには女性職員の活用が不可欠であるという考えのもと、産前・産後休暇はもちろん、深夜勤務免除・通勤緩和休暇・妊産婦通院休暇・育児時間休暇・看護休暇の制度を整備するとともに院内保育所を運営し、働き続けられる環境を整備しているところです。

平成21(2009)年度は、女性医師のために専用の夜間当直室や休憩室を院内で設けるなど働きやすい環境の整備に努めました。

医師の確保につきましては、総長や院長が積極的に関連大学との連携強化に努めています。また、初期臨床研修医に選ばれる病院になるために初期研修プログラムを充実するとともに当院で初期研修を終えた研修医の残留に努めております。

なお、未就業看護職の有効活用の対策としては、アルバイト看護師の時間給設定などライフスタイルに対応した雇用を検討するとともに、看護職の採用に関わる情報の周知や未就業看護職の再就職を支援するために大阪府看護協会が実施する「看護力再開発講習会」の広報についても、より有効な方法を検討してまいります。

(2)（福祉人材確保の強化）

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

保険者として、従来から国に福祉人材確保の観点からも適正な水準の介護報酬の設定を要望してまいったところです。平成21(2009)年4月からの介護報酬改定や、10月から実施されております国の経済危機対策における「介護職員処遇改善交付金」が、介護労働者の質の向上や福祉人材確保の強化の面で事業所等に及ぼす影響については、国で実施されております介護従事者処遇状況等調査に加え、本市独自に実施している「介護保険サービス事業所及び介護従事者実態調査」

の結果を踏まえまして、今後どのような支援が可能か検討してまいりたいと考えております。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

国においては、障害者自立支援法を廃止し新法による総合的な障がい者福祉制度を構築する方向であると聞いておりますが、その時期や内容につきましては現在示されておりません。

また国では、平成24(2012)年3月末までを期限として特別対策による利用者負担の軽減措置が実施されており、本市では、国の軽減措置の対象外となる方に独自の軽減措置を実施しております。サービス提供基盤の整備、利用者負担の軽減措置及び福祉サービスの拡充につきましては、今後国の動向を見極めながら対応してまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

メンタルヘルス対策に関する取り組みにつきましては、平成21(2009)年2月に大阪府総合労働事務所北大阪センターと連携し、「職場におけるメンタルヘルス」をテーマに事業主や労働者を対象としたセミナーを開催し、同年12月には吹田企業人権協議会の会員事業所研修として「メンタルヘルスと企業」をテーマに研修会を開催いたしました。

今後も大阪府をはじめ関係機関と連携しながら、啓発に努めてまいりたいと考えております。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。



(回答)

本市では、子どもたちの笑顔が輝き、すべての家庭が夢を育み喜びをもって子育てができるよう、これまで「吹田市次世代育成支援行動計画」の前期計画に基づき子育て支援施策を総合的に推進してまいりました。地域の実情に応じた子育て支援体制につきましては、平成22(2010)年度を初年度とする後期計画の中で、保育計画と連動させながら、待機児の解消を図るための計画的な保育所の整備や、すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの充実が図られるように相談支援体制や子育て支援施設の機能を充実するなど、様々な子育て支援事業がより一層充実するよう目標を定めて進めてまいります。また、子育て支援制度の充実が図られるように、大阪府との連携をこれまで以上に進めてまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

小学校の安全対策警備業務につきましては、市立小学校の正門に警備員を配置しておりますが、学校安全対策交付金制度が平成22年度末をもって廃止となるため、子どもたちの安心・安全の観点から、今後関係各課とも協議を行い、総合的に検討してまいりたいと考えています。

(教育委員会)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校第1学年と第2学年における35人学級につきましては、大阪府が平成19(2007)年度から実施しており、今後もこの施策が継続されるよう大阪府教育委員会に要望してまいります。また、平成20(2008)年度から本市独自で教員を配置し、小学校第3学年2校と中学校第3学年2校で、35人学級のモデル校実施を行っています。

本市におきましては、「小中一貫教育を踏まえたキャリア教育の系統的・継続的な取り組みの推進」を重点項目とし、9年間を見通して、職業に関する知識と勤労の意義などの職業観を身につけ、さらに自己の将来の進路選択に向け主体的・積極的に意思決定ができる能力形成をめざして、キャリア教育の取り組みを進めております。小学校においては職業調べや社会体験学習を通して自らの生き方について夢と希望を育み、中学校においては職業体験や福祉体験、職業講話などを通して目的意識をもって自分の進路を選択する能力・態度を身につけることができるよう取

り組んでいます。教育委員会としましては、我が国の未来を担う子どもたちが、望ましい職業観や勤労観を身につけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。（教育委員会）

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

本市では、教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な本市立小中学校の児童生徒の保護者に対して学用品費・学校給食費及び学校病の治療費など学校に必要な費用を援助する就学援助費制度や、経済的理由により就学が困難な高等学校等の在学者に対して奨学金を支給する吹田市高等学校等奨学金制度を実施し、経済的負担の軽減を行っております。

現行制度の拡充について、いずれの制度も現在の厳しい財政状況下においては実施困難ですが、教育の機会均等を図るうえで諸制度の周知が重要であると認識しており、本市立小中学校児童生徒全員への申請書類の配布、出張所・サービスコーナーでの申請書類の通年配置、ホームページ・市報への掲示等を実施しているところです。

また、新政権が掲げている高校授業料の実質無償化実現のための就学支援策の動向を踏まえながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。（教育委員会）

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、家庭児童相談員を配置し、児童虐待や児童の養育等に関する相談を受け各種福祉サービスのコーディネートを行うほか、関係機関や地域との連携により家庭訪問・見守り等を行っています。

また、子ども家庭センター・教育委員会・民生児童委員協議会等で構成する児童虐待防止ネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会として位置付け、毎月開催する実務者会議において要保護児童の報告・情報交換等や事例検討を行っています。また、個別ケース会議において個々のケースについての情報交換や情報共有を行い、総合的に対応して、機能強化を図っています。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及

啓発を行うこと。

(回答)

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けましては、「第2次すいた男女共同参画プラン」におきまして、配偶者暴力相談支援センターの設置の検討、配偶者暴力防止・被害者保護に関する基本計画策定の検討を盛り込み、施策のさらなる推進を図っているところです。

配偶者暴力防止法に関する啓発につきましては、啓発講座の開催や啓発紙の発行、DVに関する相談窓口等を記載したパンフレットを作成し、公共機関のほか駅・理美容院・医療機関などに配置し広く啓発に努めています。

引き続き庁内外の関係部署との連携を強化し、支援体制の整備・充実に取り組んでまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市では、男女共同参画社会の実現をめざして、市・市民及び事業者が協働してその取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成14(2002)年に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。

そして、平成15(2003)年に条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン(第1次計画)」を策定し、第1次プランの取り組みを再点検して引き継ぎ、引き続き計画的に事業を推進するために、平成20(2008)年3月に「第2次すいた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な取り組みを実施しているところです。

今後とも市民及び事業者と協働し、「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画プラン」の推進に努めてまいります。

## 6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

平成21(2009)年3月に策定いたしました「吹田市第2次環境基本計画」におきましては、温室効果ガス排出量を平成32(2020)年度を目標年に1990年比25%削減を目標とし様々な取り組みを進めているところでございます。計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの基本的な考え

方であるP D C Aサイクルを活用し、市民・事業者等との協働で行ってまいります。計画の進行管理における点検・評価を客観的に行うため、目標ごとに環境指標を活用し数値で評価することにより、施策の達成状況について各実施主体が認識を共有しつつ、効果的に進行管理を行い施策の推進を図ってまいります。

また、現在策定いたしております「吹田市地球温暖化対策新実行計画」におきましては、現状を踏まえ家庭や業務など部門ごとの削減目標や取り組みを明らかにしていくとともに、市が取り組む施策についてお示しをしております。

(2) ( 3 Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

一般家庭から排出される使用済みてんぷら油の回収や、市民・事業者・行政の三者によるレジ袋の削減・マイバッグ推進協議会を設立しレジ袋の削減に向けた取り組みなどを開始し、ごみの減量化・資源の有効利用に努めました。

本市の平成20(2008)年度のごみのリサイクル率は13.2%で大阪府平均を上回ってはいますが、全国平均に近づけるよう、大阪府との連携を強化し、市民・事業者と協働してさらなる「3R」の推進に努めてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本市では、「吹田市地域防災計画」に基づき、大規模災害に備え、食糧備蓄体制の整備や避難所の確保などその対策を進めております。また、吹田市自治会連合協議会と合同で全市一斉に市民の避難訓練を昨年度から実施しております。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立学校の耐震化につきましては、平成29(2017)年度までに耐震化を完了する予定だったものを、平成27(2015)年度までに完了するように計画を前倒しすることに、昨年度決定しました。

さらに現在、住宅などの耐震診断費用の一部の補助を実施しております。また、本年度から新たに一定条件を満たす木造住宅で耐震改修工事をする際に、耐震改修費用の一部を助成する耐震改修補助制度を実施いたしております。今後とも、ホームページに掲載するなど継続して情報提供を進め、広く周知を図ってまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的に、青色回転灯を付けたパトロール車による巡回パトロールを、小学校・幼稚園・保育園・児童センターなどの周辺やひたくりや空き巣などの犯罪多発地域を中心に実施しています。地域において青色防犯パトロール車による活動を実施しているところもあり、その団体に対してガソリンなど燃料費を対象に補助金を交付し、活動を支援しております。また、年に6回程度市内各所で地域の防犯活動に従事していただく方を養成することを目的に、安心安全のまちづくり講習会を実施するなど、地域の防犯力の向上に努めております。

なお、教育委員会からの回答は下記のとおりです。

「登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を」という要請でございますが、生涯学習課では、各小学校区においてPTAや地域の方々が中心となって組織されている「見まもり隊」に対し、ベストやキャップなどの消耗品を予算の範囲内で支給しております。

(教育委員会)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市におきましては、平成19(2007)年度末に市内の鉄道駅14駅すべての駅周辺9地区における「交通バリアフリー基本構想」の策定が完了いたしました。現在、基本構想に基づき駅舎及び駅周辺の歩道等のバリアフリー化整備を進めているところですが、今後とも、鉄道事業者や大阪府等関係機関と連携をとりながら、引き続きバリアフリー化整備を進めてまいります。

道路整備につきましては、市域の北部都市計画道路は46路線ございまして、総延長は96.91kmとなっております。その整備状況は約80%完成しており、現在、未整備路線を大阪府施行により4路線、市施行により4路線の事業を実施しているところです。今後とも都市における円滑な交通機能を確保するため、都市計画道路事業の推進に努めてまいります。

公共交通の鉄道網の整備につきましては、現在、計画されている鉄道事業の早期開業に向け要望してまいります。また、市内の公共交通不便地域・高齢者等移動制約者の移動手段の確保等を目的に、持続可能な交通システムとしてコミュニティバスを位置づけ、現在、千里丘地区で試験運行を実施しているところです。

公共交通機関利用促進のためのPR活動等につきましては、「吹田市第2次環境基本計画」の重点プロジェクトにおいて公共交通の利用促進・自動車の適正使用の促進などを掲げており、ノーマイカーデーの啓発など総合的な交通環境対策の推進に努めてまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

本市におきましては、日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会をめざして「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を平成12(2000)年3月に制定し、豊かな人権感覚で満ち溢れた社会の創造に向けて、様々な人権啓発に取り組んでおります。

基本的人権の精神の普及高揚を図るため、「憲法と市民のつどい」「市民ひゅーまんセミナー」「人権フェスティバル」の開催などを通じて、様々な人権侵害に対しまして啓発活動を推進してまいったところでございます。

今後とも、様々な人権啓発活動の強化に努め取り組んでまいりますとともに、相談・支援の強化、人権に関わる情報の提供、あるいは国際理解の促進など様々な人権課題に応じた施策を推進してまいりたいと考えております。

人権を救済するための法整備に向けましては、大阪府を通じまして国に働きかけてまいりたいと考えております。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充

実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は、昭和58(1983)年8月に平和を希求する市民の総意のもとに「非核平和都市宣言」を行い、その理念に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けまして、戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを次の世代に語り継ぎ、風化させることのないよう、様々な非核平和啓発活動に取り組んでまいったところです。

また、毎年8月には、市民平和のつどいを開催し、平和コンサートをはじめ、非核平和に関するパネルや市民から寄贈いただきました戦時中の生活用品や軍隊に関する実物資料等を展示した非核平和資料展を開催しているところでございます。

## 7. 独自要請

(1) (大阪国際空港の活性化について)

大阪国際空港は、北摂地域における利用者にとって利便性の高い空港で、かつ危機管理等防災拠点空港としても重要なインフラ施設です。

一部で報道されているような「大阪国際空港廃止論」などは、北摂地域のみならずひいては関西の経済資源を損なうこととなります。また近年は、神戸空港の開港における関西三空港化にみられる国の航空行政の失敗で、航空会社の公共交通機関としての意義はもちろんのこと、利用者の利便性や北摂地域の交通のネットワークに多大な影響を及ぼしていると言えます。

つきましては、大阪国際空港がその周辺地域や北摂地域の活性化の柱となるよう、北摂地域各自治体においても取り組まれるよう強く要請します。

(回答)

大阪国際空港は市民にとり利便性の高い空港であり、この北摂地域はもとより関西経済全体の発展にとっても大きな役割を果たすと認識しています。

しかしながら、残念なことに国際線の廃止に加えて、国内線についても長距離路線の廃止や縮減など、同空港の運用に大きな制約が加えられています。

このため本市は、以前から北摂市長会や大阪国際空港周辺都市対策協議会などを構成する各地方自治体との連携・協調のもと、国や大阪府・関係機関に対して、同空港の重要性についての認識を共有してもらうとともに、国内線長距離路線の復活及び増便、国際線近距離路線の復元について、積極的に働きかけてきました。

今後も、同空港の活性化が関西経済ひいては日本経済の発展に大きく寄与するという認識のもと、国内線長距離路線の復元や増便、そして国際線近距離路線の復元など利用者のニーズに即した運用と、同空港のもつ機能の拡充について、引き続き積極的に働きかけてまいります。

(2) 北大阪急行桃山台駅前のバスターミナルについて、現在のターミナルの飽和状態を早急に

緩和すること。

(説明) 北大阪急行桃山台駅前バスターミナルについては、現在自家用車の進入にあわせ飽和状態となり、また周辺道路の交通量の増加により、特に朝夕のラッシュ時間帯においてはバスの定時運行に支障を来し、利用客に大変ご迷惑をかけている状況です。

対策の一つとして、現在のバスターミナルを第一ターミナル、新御堂筋東側の駐輪場横の土地に第二ターミナルを新設し、バスの発着も行先方面別に区分することにより、現在の飽和状態を緩和できるものと考えます。本市ならびに大阪府の財政について大変厳しい現状であることは理解していますが、本市の環境目的・目標にあるように「快適で安全な交通空間の整備」をめざし、関係機関と協議のうえ、早期に対策を講じられることを強く要請します。

(回答)

本市といたしましても、北大阪急行桃山台駅前のバスターミナルの現状については、十分認識をしているところです。

本要請内容の第2ターミナルの新設となると、用地確保の問題等もあり、現在の本市の財政状況等を考えると非常に困難な状況ですが、バスターミナルの改善も含め、検討してまいりたいと考えております。

(3) 自然冷媒を用いたヒートポンプ等、環境負荷低減の観点から必要な設備の導入を促進するため、建築基準法52条第14項に基づく容積率緩和措置を積極的に適用すること。

(説明) 京都議定書における約束期間がスタートし、「京都議定書目標達成計画」ではCO<sub>2</sub>冷媒(自然冷媒)ヒートポンプ給湯器等がCO<sub>2</sub>削減に有効な機器と位置づけ普及をめざすものとされている。しかし、これら機器の中には従来型機器に対して設置面積が増加することから事業者に導入を敬遠されるものもあり、普及の障壁となっている。

市においては、これら環境配慮型機器の導入に際して建築基準法第52条第14項に基づく容積率緩和を適用できる要綱を他市に先駆けて制定されるなど先進的な取り組みをされているものの、残念ながら適用実績が未だない状況である。「環境世界都市すいた」の創造をめざす吹田市として、是非上記のように設置面積が問題となる場合においては容積率緩和を積極的に適用し、環境配慮型機器導入を促進していただきたい。

(回答)

建築基準法第52条第14項に基づく容積緩和につきましては、平成18(2006)年に「許可取扱要綱」を作成し運用しているところでございます。本制度は良好な市街地環境の確保とともに、省資源・省エネルギーの促進及び高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進することを目的としております。また、本制度適用における特例許可をするにあたっては、周辺住環境への計画上の配慮を基本要件としております。今後とも本制度の適正な運用を図りながら、積極的に適用を検討してまいりたいと考えております。

以上につきましてご理解賜りますようお願いいたします。